

創価大学WB Tシステム「CollabTest (コラボテスト)」利用規約

2008年4月1日 制定

創価大学 教育・学習活動支援センター

【目的】

第1条 本規約は、創価大学WB Tシステム「CollabTest (コラボテスト)」(以下「本システム」という)の利用に関し、必要な事項を定めるものである。創価大学教育・学習活動支援センター(以下「当センター」という)のICT活用教育推進部(以下「本部門」という)は、この規約に基づき本システムのサービスを提供する。このシステムを利用する者(以下「利用者」という。)が本システムを利用するには、この規約に同意することが必要である。

【利用者の範囲】

第2条 本システムを利用できるものは、以下のとおりとする。

- (1) 学校法人創価大学(以下「本学」という)の教職員及び学生
- (2) 本学以外の大学の教職員、学生のうち、本部門及び教育・学習活動支援センター長(以下「当センター長」という)が認めたもの
- (3) その他本部門及び当センターが認めた者

2 前項により本システムの利用が認められた者には、アカウント及び初期パスワードを与える。なお、本学教職員・学生のアカウント及びパスワードは、本学総合情報センターで発行されるものと共通とする。

【規約適用の範囲】

第3条 本システムを利用する場合、利用者は、本規約への同意を必要とする。この利用規約の他、本システムからリンクされた他サイトが存在する場合は、その利用規約に従うものとする。

【システムの管理】

第4条 本システムの管理者は、本部門の部門長とする。

【禁止事項】

第5条 利用者は、本システムの利用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 公序良俗に反する行為。
- (2) 法令等に違反すると認められる行為。

- (3) システムの管理及び運営を故意に妨害、破壊する行為。
 - (4) 著作権や使用権などの知的所有権および肖像権の侵害により、特定または不特定の第三者に著しい不利益をもたらす行為。
 - (5) 誹謗、中傷、作為の虚偽情報等を流布することにより、特定または不特定の第三者に著しい不利益をもたらす行為。
 - (6) その他、本学、当センター及び関係協力機関に損害を与える恐れのある行為。
- 2 管理者は、前項の禁止事項に抵触した者に対し警告を行い、本システムの利用停止の措置を講ずることができる。

【免責事項】

第6条 本部門は、本システムの運営にあたり、以下の点については責任を負わないものとする。

- (1) 利用者が、本システムでの自らの行為に対する、あらゆる法的責任、損害賠償及び訴訟費用について全責任を負うものとする。
- (2) 本システムの利用に関して発生したいかなるトラブルについても、本学及び当センターは一切の責任を負わない。また禁止事項に該当する行為をおこなった場合、前条第2項に基づき予告なく利用を停止する場合がある。
- (3) 天災、事変その他非常事態、またはシステム障害などによるデータの破損、消失等は、これを一切保障しない。
- (4) 運営上の都合により、予告無くシステム停止、システムメンテナンス等を行うことがある。
- (5) 運営上の都合により、予告無くサービスを停止または終了する場合がある。
- (6) サービスの質を向上できるよう常に努力するが、これを保証しない。
- (7) この利用規約は、必要に応じて利用者への事前通知や承諾なく改定する場合がある。

【個人情報の開示等】

第7条 本システムに登録される個人情報は、学校法人創価大学個人情報保護規程に基づき、厳重に管理する。また、利用者個人を特定することができる個人情報は、次に掲げる場合を除き、本人の同意を得ずに第三者に開示を行わない。

- (1) 裁判所、警察、その他の司法もしくは行政機関、またはこれらに準じた機関から法律に基づいた照会を受けた場合。
- (2) 法律、法令または本利用規約に基づき、個人情報の提供・開示が適切であると本学が判断した場合。
- (3) 当センターのサービス運営維持に問題が生じる場合。

2 以下に掲げる事項については、個人が特定できない形に処理した上で、担当教員、授業補助者、学習支援者及び関係協力機関等によって、研究、教育及び広報目的で使用され

る場合がある。

- (1)本システムにより利用者が作成した問題
- (2)本システムを利用して行われたディスカッションの内容や質疑応答の内容
- (3)オンラインテスト結果の内容
- (4)本システム利用時間
- (5)その他本システムの改善、効果測定等に必要な事項

【著作権】

第8条 本システムを利用して作成される問題、コメント、ディスカッション等の著作権は、当センターに帰属するものとする。なお、作者自身による2次頒布はこれを妨げない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。